【資料２】

新潟市障がい福祉課
平成 25 年 8 月 22 日
第 3 回条例検討会資料

基本条例検討会の今後の進め方について

第２回までの議論を踏まえ、より明確に論点を示すとともに、踏み込んだ検討が行われるよう、今後の進め方を次のとおりとする。

１　委員からいただきたい意見や論点の明確化

開催日の約１０日前を目途に資料の事前送付を行っているが、その資料の事前送付とともに、議論いただきたいポイントや当日に到達したい目標をお示しし、論点がはっきりわかるようにする。

２　スケジュールの変更（※別紙「条例検討会スケジュールの変更について」参照）

「各障がいの特性・特徴について情報共有が図られて、初めて議論のスタートラインに立てるのではないか」という趣旨の意見が複数あったことから、各障がい特性の理解を深める機会を設ける。

その方法として、委員自らまたは関係者にその障がい特性及び差別について話してもらう。

３　ワーキンググループによる検討作業（※【資料 4】P2「ワーキンググループ編成(案)」参照）

事例分析をするにあたり、ある程度の状況推測も含めて、掘り下げた検討を行うことが重要なことから、より集中的な検討が行われるよう、分野ごとに担当分けを行ったワーキンググループによる検討作業を行う。

また、差別事例の分析については、未然防止策、発生時対策のたたき案及び法律、他自治体条例の条文を対照形式で示した差別事例分析表（※【資料 4】P3～16 に見本あり。正式なものは【資料 5】として 8 月 22 日配布予定）をもとに，作業を進めていく。